

茨木市「特定生産緑地」の受付締め切りは8月31日です！

令和4年から令和5年に指定後30年を迎える生産緑地（平成4年から平成5年に指定された生産緑地）を、10年延長できる「特定生産緑地制度」に移行するには、所有者からの申請が必要です。

※指定受付の対象となる方には、ご案内が茨木市より令和2年4月に郵送されております。

※茨木市では、平成6年から平成8年に指定された生産緑地はありません。平成9年以降に指定された生産緑地は、今回の受付対象外です。

■受付期間

令和3年指定分（第2回締切分）：令和2年9月1日～令和3年8月31日締切
今回の締切が最終の予定となっております。

特定生産緑地としての指定を受けるかどうかは任意ですが、令和4年から令和5年に指定後30年を迎える生産緑地（平成4年から平成5年に指定された生産緑地）を特定生産緑地にするためには、上記の期間内に申請していただく必要があります。

生産緑地の指定から30年が経過すると、
特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。
希望される方は、上記受付期間内に必ず申請してください。

■特定生産緑地制度とは

平成4年から生産緑地の指定を開始し、まもなく指定後30年を迎えますが、30年を経過すると、いつでも買取り申し出が可能になる一方で、税制特例措置の適用が段階的になくなるなど、農地を保有する上での環境が大きく変化します。このため法律が改正され、これまでと同じ環境で営農できる期間を10年間延長する「特定生産緑地制度」が創設されました。

詳しくは茨木市ホームページ「特定生産緑地指定の申請について」

(<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/toshiseisaku/menu/toshikeikaku/seisanryokuchi/47275.html>) をご覧ください。

※同制度に関するご相談、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

問い合わせ先

茨木市 都市整備部 都市政策課 TEL：072-620-1660

J A 茨木市 企画推進部 TEL：072-627-7778

営農経済センター TEL：072-641-9050

または各支店まで